



風俗営業の地域的規制

営業制限地域は、風営適正化法第4条の規定を受けて風営適正化法律施行令第6条で条例の基準が定められています。これに基づき、各都道府県は条例でそれぞれ異なる営業制限地域を定めています。

【用途地域から見た営業制限地域】（東京都の場合）

営業種別 用途地域	4・5号営業	左記以外の 営業	深夜酒類提供 飲食店
第一種低層 第二種低層 住居専用地域	×	×	×
第一種中高層 第二種中高層 住居専用地域	×	×	×
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	×注	×	×
商業地域 近隣商業地域	○	○	○
準工業地域 工業地域 工業専用地域	○	○	○



注：4号営業、5号営業の営業所については、近隣商業地域及び商業地域に近接する第二種住居地域及び準住居地域で当該地域から20m以下の区域は除外される。



【簡単解説】

- 営業制限地域については、風営適正化法第4条の規定を受けて風営適正化法律施行令第6条で条例の基準が定められています。そしてこれに基づき、各都道府県は条例でそれぞれ営業制限地域を定めています。主に地域的規制を満たすには、下記のいずれにも該当しないことです。
 - 用途地域からみた営業制限地域（住居が多数集合している地域を保護するためのもの）
 - 保全対象施設からみた営業制限地域（施設の種類によって距離制限が異なる）
- （留意点）
- 各都道府県の条例により営業制限地域は異なります。
- 建築基準法の規制とは異なります。よって、建物は立つが、風営許可が下りない、ということが多々あります。
- 商業地域と近隣商業地域、その他の地域では保全対象施設との距離制限が異なります。

【保全対象施設からみた営業制限地域】（申請場所がそれぞれの距離内にあるときは、不許可）

地域別	保護対象施設別	制限距離
商業地域	ア、学校（大学を除く）、図書館、児童福祉施設（助産施設を除く）	50m
	イ、大学、病院（注1）、診療所（注2）	20m
	ウ、第二助産施設及び診療所（有床）	10m
近隣商業地域	ア、大学、病院（注1）、診療所（注2）	50m
	イ、第二種助産施設、診療所（有床）	20m
その他の地域	学校、図書館、児童福祉施設、病院、診療所（有床）（これらの用に供するものと決定した土地を含む）	100m

注1：第一種助産施設を含む 注2：8床以上の入院施設を有する施設